

各位

会社名 J X 金属株式会社
 代表者名 代表取締役社長 林 陽一
 (コード番号: 5016 東証プライム)
 問合せ先 広報・IR部 IR担当課長
 米 山 学
 (電話番号 03-6433-6056)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年2月14日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 465,160,100株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は304,679,900株、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。）に係る売出株式数は160,480,200株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案したうえで、売出価格決定日（2025年3月10日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長に一任する。
 なお、売出株式数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売出人及び売出株式数

① 引受人の買取引受による国内売出し	
ENEOSホールディングス株式会社	304,679,900株
② 海外売出し	
ENEOSホールディングス株式会社	160,480,200株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、水戸証券株式会社、めぶき証券株式会社、株式会社SB

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。
 また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

I証券、楽天証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについてはDaiwa Capital Markets Europe Limited、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Mizuho International plc、Merrill Lynch International、Nomura International plc及びGoldman Sachs Internationalを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。

③ 引受人の買取引受による国内売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社であり、当社普通株式を取得しうる投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社が共同で行うものとする。

④ 本件売出し及び下記2. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及びみずほ証券株式会社とする。

(4) 売 出 価 格 未 定 (今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日(2025年3月10日)に引受価額(売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額)と同時に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任する。)

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (5) 申 込 期 間 2025年3月11日(火曜日)から
(国 内) 2025年3月14日(金曜日)まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2025年3月19日(水曜日)
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (9) 前記各項を除くほか、本件売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 69,774,000株
(売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案したうえで、売出価格決定日(2025年3月10日)に決定される予定である。)
- (2) 売出人及び売出株式数 大和証券株式会社 69,774,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未 定(上記1.における売出価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
(国 内)
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の本件売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

3. 引受人に対する指定販売先への売付け要請(親引け)の件

当社は、上記1.の引受人の買取引受による国内売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、国内売出株式の一部を下表の要領で当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを引受人に要請する予定であります。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
JX金属グループ役員持株会	国内売出株式のうち、取得金額	当社グループ役員への

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	910百万円に相当する株式数を上限	コミットメントを強化するため
J X 金属グループ従業員持株会	国内売出株式のうち、取得金額170百万円に相当する株式数を上限	当社グループ従業員への福利厚生の実施のため
株式会社日本カストディ銀行（信託E口） （当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することで設定するもの）	国内売出株式のうち、取得金額1,000百万円に相当する株式数を上限	当社従業員のうち、特に管理職の経営へのコミットメントを強化するため

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上記1. の引受人の買取引受による国内売出し及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご 参 考]

1. 株式売出しの概要

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 数 | 本件売出し 当社普通株式 465,160,100 株
(引受人の買取引受による国内売出し 304,679,900 株、海外
売出し 160,480,200 株)
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を
勘案したうえで、売出価格決定日(2025年3月10日)に決定さ
れる。 |
| | オーバーアロットメントによる売出し (*)
当社普通株式 上限 69,774,000 株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間
(国 内) | 2025年3月3日(月曜日)から
2025年3月7日(金曜日)まで |
| (3) 売 出 価 格 決 定 日 | 2025年3月10日(月曜日)
(売出価格は、今後開催する取締役会において承認される仮条
件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変
動リスク等を総合的に勘案したうえで、決定される。) |
| (4) 申 込 期 間
(国 内) | 2025年3月11日(火曜日)から
2025年3月14日(金曜日)まで |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年3月19日(水曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である ENEOSホールディングス株式会社(以下、「貸株人」という。)より借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、2025年3月27日行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2025年3月19日)から2025年3月27日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)において、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社と協議のうえ、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」と

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

いう。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社が注力領域に定めるフォーカス事業においては、シクリカルな事業環境においても時機をとらえた成長投資を速やかに実行できる安定した財務基盤を有していることが重要になってまいります。適切な投資を適切な時機に行うことにより、当社の高い成長性を継続させることが、当社の株主還元の原因となる利益拡大につながり、結果として当社株主の価値向上に資するものと考えております。

そのため、当社はフォーカス事業を中心とする成長投資を最優先とし、そのうえで、財務体質の改善とのバランスを取りながら、株主に適切に利益を還元してまいります。上場後の配当については連結配当性向20%程度を基本方針とし、さらに、当社の想定対比で資源価格が上昇したことにより上振れた利益については、その一部を株主に還元することを方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、フォーカス事業を中心とする成長投資及び財務体質の健全化等に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は2024年5月に公表した中長期の事業目標において財務体質の改善として2028年3月期におけるNet Debt/EBITDA倍率を1.5倍未満とすることを掲げております。株主還元の拡充にあたっては、財務体質の改善が進み、還元手法の自由度が上がった段階で検討いたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況(単体)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	61.31円	△7.82円	152.51円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	39.10円 (-)	30.59円 (-)	- (-)
実績配当性向	63.9%	-	-
自己資本利益率	15.4%	-	34.1%
純資産配当率	9.8%	7.9%	-

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本で除した数であります。

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 1株当たり中間配当額については、中間配当を実施していないため、記載していません。
4. 2023年3月期の実績配当性向、自己資本利益率については、当期純損失(△)が計上されているため記載していません。
5. 2024年3月期の1株当たり配当額、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載していません。
6. 当社は、2024年11月11日開催の取締役会決議により、2024年11月29日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする1株当たり91円55銭、配当金の総額850億円の現金配当を実施しました。この結果、利益剰余金が850億円減少しております。
7. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

上記1.の本件売出し及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるENEOSホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日(2025年9月14日)(当日を含む。)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエアオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先であるJX金属グループ役員持株会、JX金属グループ従業員持株会及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約に基づき設定される信託(以下、「本信託」という。))における再信託受託者)並びに本信託の受託者としてのみずほ信託銀行株式会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び上記1.の引受人の買取引受による国内売出し及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等(ただし、JX金属グループ役員持株会から当社及び当社子会社の役員に対する、当該役員に登録配分された当社普通株式の交付(当該交付を受ける当

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社及び当社子会社の役員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。)、並びに本信託に基づく株式会社日本カストディ銀行から当社の従業員に対する当社の従業員に付与されたポイント数に応じた当社普通株式の交付(譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものに限り、また、当該交付を受ける当社の従業員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れるよう当社は親引け先に対して要請を行う予定であります。

上記のいずれの場合においても、ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

(注) 上記「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。